

公

告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年4月15日

長野県企業局

上田水道管理事務所長 上平 雄一郎

記

- | | |
|----------------------|---|
| 1 入 札 の 目 的 | 建設工事の請負契約 |
| 2 工 事（業 務）名 | 令和8年度 諏訪形浄水場ほか監視制御装置IP化工事 |
| 3 工事（業務）箇所名 | 上田市 諏訪形ほか |
| 4 入札に参加する者に
必要な資格 | <p>次のいずれにも該当する者であることとします。</p> <p>（１） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加できないとされた者でないこと。</p> <p>（２） 長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次の要件をすべて満たしている者であること。</p> <p>ア 電気通信工事について令和7・8・9年度長野県建設工事入札参加資格を付与されていること。</p> <p>イ 資格総合点数が816点以上であること。</p> <p>ウ 長野県内に本店又は営業所を有していること。ただし、県外本店の県内営業所は当該入札に係る業種の入札参加資格を有している営業所に限る。</p> <p>エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条に基づく営業停止の処分を受けていない者であること。</p> <p>オ 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> |

- カ 有効な経営事項審査を有している者であること。
- キ 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- ク 滞納している長野県税等徴収金がないこと。
- ケ 浄水場の監視制御装置の設置または改修工事の実績を有していること。
- ※「同種工事の実績」とは、公共機関等から発注された工事を元請けし、平成23年4月1日から公告日の前日までにしゅん工した工事が該当します。
- コ 電気通信工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

5 工事完成期限 工事開始日（契約日の翌日）から約1020日間。
ただし、令和11年3月15日まで。
（債務負担行為設定済）

6 前 金 払 原則として、1件の契約額が100万円以上の工事等について、契約金額の6割の範囲内で前金払をします。

7 部 分 払 原則として、1件の契約額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数の範囲内で部分払をします。

8 関係図書等の縦覧
期 間 及 び 場 所 等 建設工事請負契約書（案）、設計図書、入札心得及び入札説明書を令和8年4月15日（水）から令和8年5月19日（火）まで次の場所において縦覧に供します。

ア 長野県上田市諏訪形613番地
長野県企業局上田水道管理事務所
電話0268（22）2110

イ 長野県公式ホームページ 入札情報システム
<https://www.ppi.e-nagano.lg.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>

9 現 場 説 明 日 時 行いません。

10 入 札 の 手 続 等 （1） 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
（2） 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 8 年 5 月 20 日（水）

午前 11 時 00 分

イ 場所 長野県企業局上田水道管理事務所 大会議室

（３）郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

（４）工事費内訳書の提出

入札参加者は、入札に際し、当該工事等に係る工事費内訳書を提出しなければなりません。

工事費内訳書の積算価格（以下、「内訳書価格」という。）と入札書の入札価格（以下「入札価格」という。）は原則として一致しなければなりません。ただし、積算価格について、1 万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は、有効として取扱うものとします。

令和 7 年 12 月 12 日付けの「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に基づき、入札参加者は記載例を参考に材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金及び安全衛生経費を明示した工事費内訳書を提出してください。

積算システムの改修がされ次第、閲覧設計書の表示が変更されますが、当面は従来の工事費内訳書に追加・補足する形で、別紙「工事費内訳書」を提出してください。（工事費内訳書は参考資料とし、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えありません）

なお、必要な内容の記載がない場合は、建設工事に係る受注希望型競争入札実施要領第 29 条第 1 項第 4 号の取扱いとし「入札書の無効（失格）」となりますので、ご注意ください。

（５）入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和 8 年 5 月 12 日（火）午後 3 時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書類等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

（６）低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領（平成 13 年 5 月 8 日 13 監技第 47 号）第 2 に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第 3 に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用

します。

(7) 労務費ダンピング調査の実施

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事です。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回った場合、開札後速やかにその理由の確認を行います。

ア 理由の確認方法：書面（／対面によるヒアリング）

イ その他：書面の様式やヒアリング日時等については別途連絡します。書面の提出を行わない場合や、ヒアリングに応じない場合など、理由を回答しない場合には、入札に関する条件に違反した入札として無効とする場合があります。

(8) 質問・回答

本案件についての質問・回答は以下により行います。

質問期間 令和8年4月16日（木）から令和8年4月21日（火）午後5時まで

質問方法 FAX又は電子メールにより別紙様式4の質問書により質問してください。

提出先 長野県企業局上田水道管理事務所

FAX 0268（22）2994

電子メール uedasui@pref.nagano.lg.jp

回答期間 令和8年4月17日（金）から令和8年4月23日（木）まで

回答方法 本案件が掲載されている入札情報システムにおいて回答を公表します。

11 入 札 保 証 金

入札参加者は、入札執行前に入札しようとする者の見積る金額の10分の5以上の入札保証金を納付してください。ただし、次の各号の一に該当するときは、これを納めないことができます。

(1) 入札参加者が保険会社との間に、長野県を被保険者とする入札保証契約を締結し、かつ、当該保証保険契約書を提出して所長の確認を得たとき。

(2) 入札参加資格を有する者であり、かつ、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと所長が認めたとき。

前各号の一に該当する者が落札した場合において、当該落札者が契約を締結しないときは、納めさせないこととした金額に相当する金額を納付してください。

12 契 約 保 証 金	政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第123条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
13 入 札 の 無 効	次の各号の一に該当する入札書は、無効とします。 (1) 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書 (2) 同一人が入札した2通以上の入札書（同一会社の本店又は営業所は同一人とする。） (3) 入札人が協定して入札した入札書 (4) 工事名、工事箇所名及び入札金額のない入札書 (5) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印がない又は判然としない入札書 (6) 工事名及び工事箇所名に重大な誤りのある入札書 (7) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書 (8) 入札金額の記載が不明確な入札書 (9) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してない入札書 (10) 納付した入札保証金の額が入札金額（消費税を含む）の100分の5に達しない場合の当該入札書 (11) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書 (12) その他入札に関する条件に違反した入札書
14 債 務 負 担 行 為	有
15 支 払 限 度 額	各会計年度における請負代金の支払限度額は以下のとおりを予定しています。 令和8年度 請負代金の約15% 令和9年度 請負代金の約45% 令和10年度 請負代金の約40% ただし、予算の都合その他必要があるときは、支払限度額を変更す

ることがあります。

16 契約書作成の要否

必要とします。

17 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもつて落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

18 その他

詳細は入札心得及び入札説明書によります。